

PTEG 取り扱い認定医認定規則

(総則)

第 1 条 日本 PTEG 研究会（以下本研究会）は会則第 3 条に基づき、PTEG 取り扱い認定医認定制度（以下、本認定制度）を施行する。

第 2 条 本認定資格制度は、本研究会の定める所定の条件を満たした医師を認定する。

(資格認定委員会)

第 3 条 本研究会は認定医制度の実施および改善のための検討を行うため、資格認定委員会を置く。

2. 当委員会は本研究会の世話人会により選任された委員長、および委員によって構成される。

(認定業務)

第 4 条 認定業務は 2021 年から開始する。

2. 資格認定委員会が開催され、申請者の申請書類をもって審査される。

(認定医の条件および資格)

第 5 条 以下の各号の資格を全て満たす本研究会会員の医師は認定医の申請を行うことができる。

- ① 日本国の医師免許取得後 5 年以上である。
- ② PTEG の啓発、指導・教育活動に協力する意思がある。
- ③ 申請時の勤務先の施設長が施行を認めており、日本 PTEG 研究会の施設会員となっている。
- ④ 本研究会主催のハンズオンセミナーを受講している。
- ⑤ 日本 PTEG 研究会学術集会上に 3 回以上参加している。
- ⑥ 術者として PTEG を 10 例以上経験している。
- ⑦ 受験料 5,000 円を支払っている。

(申請書類の送付)

第 7 条 認定医の試験を申請する者は次に定めた申請書類をホームページよりダウンロードの上、必要事項を記入して資格認定委員会に提出する。

(申請書類)

第8条 申請時には以下の全てを送付する。

- ① 所定の認定試験受験申請書（施設長の署名捺印が必要）、正・副（複写で可）各1通
- ② 宣言書（啓発、指導・教育活動に協力する意思があることを宣言し、各施設での基準手順を作っていく意思を表明する）
- ③ 最終学歴から申請時までの履歴書、1通
- ④ 医師免許証（写）、各1通
- ⑤ ハンズオンセミナー受講証（写）1通
- ⑥ 日本PTEG研究会学術集会の参加証3回分（写）各1通
- ⑦ PTEG 施行症例報告書10例分 各1通（用紙はホームページよりダウンロード）
- ⑧ 受験料の振込明細票（写）

(認定審査)

第9条 認定審査は資格認定委員会において以下をもって審査される。

- ① 認定資格条件を十分に満たしていること。
 - ② 社会的に適切な医師であること。
2. 認定医にふさわしくない行為があったときは、本研究会世話人会の審議によって認定医の認定資格を取り消すことができる。

(認定証の発行)

第10条 認定審査に合格し、かつ認定を希望するものにあつては、合格通知書とともに送付された所定の認定申請書を提出し、当委員会が認定料の納入を確認した後、認定証を交付する。

2. 認定料 5,000円

(認定の更新)

第11条 認定医の認定期間は5年とする。

2. 認定は5年目に手続きを行って更新される。

(更新の条件)

第12条 認定の更新には、以下の条件を満たさなければならない。

- ① 認定日時以降更新の申請日までに3例以上のPTEGを術者、または助手として施行している。
- ② 本研究会学術集会を含め別に定める関連学会・研究会に3回以上参加していること（本研究会1回は必須）。

(更新の申請書類)

第 13 条 認定の更新時には以下の全てを送付する。

- ① 所定の認定更新申請書、正・副（複写で可）各 1 通
- ② 関連学会・研究会の参加証 3 回分（写）各 1 通
- ③ PTEG 施行症例報告書 3 例分 各 1 通（用紙はホームページよりダウンロード）
- ④ 更新申請料の振込明細票（写）

(規則の変更)

第 14 条 この規則は、本研究会世話人会の決議を経て、変更することができる。

附則

1. 暫定経過措置：本研究会当委員会では本認定規則施行までの間、本認定規則に定められた条件に準じて、暫定措置による PTEG 取り扱い認定者の認定を行う。
2. 暫定認定の方法については別に暫定認定規則を定める。
3. 認定医試験は 2021 年度から実施する。
4. 本認定規則は 2017 年 3 月 13 日に施行する。